

社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インターネット上に公開している社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）のホームページに掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の種類)

第2条 協議会ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第3条 協議会ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先の範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 福祉サービスの向上を妨げるおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 自社のホームページでないもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) その他広告掲載にする広告として不相当であると会長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 形式 GIF・JPEG形式の静止画で透過不可
- (3) データ容量 4キロバイト以内
- (4) その他 画像のスライス（分割）不可

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告の掲載ページ及び位置)

第5条 広告の掲載ページ及び位置は、トップページの下部とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、最大1年の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告の募集)

第7条 広告掲載の募集は、協議会ホームページで公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 会長は、公募を行うにあたって、広告主となり得るもの及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、掲載を希望する月の前月10日までに会長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等を申込者に広告掲載(決定・却下)通知書(様式第2号)により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、1枠月額3,000円とする。ただし、協議会法人会員は、広告掲載料は無料とする。

2 広告主は、広告掲載料を会長が指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) その他協議会ホームページへの広告掲載が適切でないと会長が認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により協議会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 既に納入された広告掲載料は返還しない。ただし、特段の理由があるときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

(広告掲載期間の延長)

第15条 広告掲載期間内に、協議会の都合で協議会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、協議会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、自己の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに協議会の担当部署に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第18条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、協議会の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。